

令和 7 年 4 月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和 7 年 4 月 1 8 日開会

丸亀市農業委員会

令和7年4月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和7年4月18日（金） 午前10時00分～午前12時00分

開催場所 丸亀市生涯学習センター4階講座室1

出席委員 40人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 平山 康生 | 10. 小松和貴子 | 14. 松永 哲夫 |
| 2. 田中 浩信 | 6. 和泉 弘美 | 11. 竹内 章雄 | 15. 尾崎 義美 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 山根 三枝子 | 12. 松永 哲之 | 16. 松下 孝江 |
| 4. 内田 久夫 | 8. 富田 等 | 13. 竹田 久義 | |

農地利用最適化推進委員 25人

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 10. 山口 好則 | 19. 喜來 聖則 | 26. 村山 雅美 |
| 2. 西山 孝 | 11. 須藤 誠一 | 20. 新居 勉 | 27. 徳永 善史 |
| 3. 廣瀬 義文 | 13. 大野 忠志 | 21. 山本 清秀 | 28. 竹林 俊一 |
| 4. 一本松 学 | 14. 高木 久義 | 22. 深井 正隆 | 29. 山本 敏一 |
| 5. 齋藤 純子 | 15. 田羅間 勲 | 23. 佐藤 久男 | |
| 8. 戸張 正典 | 16. 横山 隆一 | 24. 竹林 隆 | |
| 9. 宮前 千代秋 | 17. 田中 正隆 | 25. 古竹 義弘 | |

欠席委員 6人

農業委員 1人

9. 牛田 均

農地利用最適化推進委員 5人

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 6. 坂井 清照 | 12. 大西 浩 | 30. 三谷 孝治 |
| 7. 守家 祥司 | 18. 宮武 俊博 | |

農業委員会事務局出席者

事務局長 大西 良明 事務局次長 山田 健司 主査 能田 昌吾
主査 佐々木武志 主任 宮内 隆匡

その他出席者

農林水産課 副課長 小林 昌弘、担当長 造田 忠彦、主査 西山 善行
飯山市民総合センター 所長 谷本 孝二
公益財団法人香川県農地機構 専門員 佐々木由美子、専門員 森口 尚子

議事日程

農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. 地域計画の変更について
3. 令和7年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見の回答について
4. 令和7年度最適化活動の目標の設定等について
5. その他

令和8年度 農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見
県・市への提出意見について

報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. 令和6年分丸亀市賃借料情報について
3. その他

土地に関する議題

- 議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第23号 非農地証明願について
議案第24号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

報 告

- 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

その他

●事務局長（大西良明君）

定刻がまいりましたので、只今から令和7年4月の農業委員会定例総会を開会いたします。開会に先立ち、4月1日付けで人事異動がありましたので、紹介をいたします。まず、事務局から異動になる方ですが、谷本局長が飯山市民総合センター所長に異動されました。一言ご挨拶をいただけたらと思います。

●飯山市民総合センター所長（谷本孝二君）

改めまして、皆さんおはようございます。4月1日の人事異動で飯山市民総合センターに20年ぶりに帰ることとなりました。2年前に農業委員会に異動になったのも18年ぶりのことでした。大体、僕は異動になったら6年7年と長くいるのですが、2年という初めて短いスパンでの異動となりまして、出来れば現在の委員さんの任期である令和8年7月まではいたかったんですが、異動になりました。18年ぶりで記憶を辿りながら2年程させていただきましたが、今からやろかなという時に異動になりましたので、ちょっとやり残した感があります。飯山市民総合センターにいますので、近くにお越しの時はお寄りいただけたらと思います。2年間ありがとうございました。

●事務局長（大西良明君）

ありがとうございました。谷本所長は公務のためここで退室となります。次に、事務局に異動になった方をご紹介します。私、大西の後任ですが、広島市民センター所長から異動された山田次長と、綾歌市民総合センターで、昨年末退職された中山主査の後任として事務局併任職員になりました能田主査です。一言ずつ自己紹介をお願いします。

●事務次長（山田健司君）

皆様おはようございます。4月の異動で広島市民センターから事務局次長を拝任いたしました山田健司と申します。私ですが、出身が飯山ということで農業を手伝った経験はあるのですが、今

回、農業委員会を初め農業関係の業務に従事するのは初めてですので、委員の皆様にはご迷惑をお掛けするかもしれませんが、色々のご指導いただきながら委員会業務を推進してまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

●事務局（能田昌吾君）

綾歌市民総合センターの能田と申します。綾歌市民総合センターでは5年目になりますけど、4月1日から農業委員会の併任職員となりますが、農業委員会は1年目です。前任の中山の仕事ぶりを見ながら、少しは理解しているつもりですけど、本格的に皆様とお仕事をさせていただくのはこれからで、分からないことが多いと思いますので、皆様のご指導をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

●事務局長（大西良明君）

おさらいしますと、本庁事務局は、私大西と山田次長、佐々木主査、秋山主任の4名と、会計年度任用職員が小笹と堀家の2名で合計6名、飯山市民総合センターは、農業委員会併任者が香川、宮内で、綾歌市民総合センターは、河田、能田となります。新しい事務局体制となりますが、これまで同様、委員の皆様の活動をしっかりサポートできるよう尽力してまいりますので、今後ともご指導・ご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。本日は、農林水産課においても来ていただいております。農林水産課のほうも異動がありましたのでご紹介させていただきます。農林水産課丸尾副課長がスポーツ推進課副課長に異動となりました。その後任として、農林水産課小林土地改良担当長が農林水産課副課長に昇任されております。一言ご挨拶をいただけたらと思います。

●農林水産課副課長（小林昌弘君）

農林水産課副課長を拝任いたしました小林と申します。昨年度までは、土地改良の担当ということで携わらせていただいております。本日お越しの農業委員の皆様には現場でお会いした方も何名かおられるかなと思っております。農政、土地改良とも担当業務になりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

●事務局長（大西良明君）

ありがとうございました。また、本日は香川県農地機構の集積専門員にお越しいただいております。池田専門員に変わって新たに森口専門員が来られ、佐々木専門員との2名体制でともに綾歌市民総合センターに常駐しております。お二人に一言ずつ、ご挨拶をいただきたいと思います。森口専門員からお願いします。

●公益財団法人香川県農地機構専門員（森口尚子君）

池田の後任としてまいりました森口と申します。よろしくお願いいたします。農地機構の本部には何年かいましたが、現場に出るのは初めてですので、色々、至らぬ点があるかと思います。ご指導、ご鞭撻よろしくお願い申し上げます。

●公益財団法人香川県農地機構専門員（佐々木由美子君）

おはようございます。農地機構の佐々木と申します。委員の皆様方には、いつも大変ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。農地の貸借の制度が4月から変わりました、手探り状態の中ですが、今後とも引き続きよろしくお願い申し上げます。

●事務局長（大西良明君）

ありがとうございました。先ほどお話にもありましたように、農地の貸借のマッチングについては、地域計画がスタートした後は、推進委員さんに、貸し手、借り手の調整をしていただくという流れになってきています。先日も農林水産課さんと農地機構さんと農業会議さんと色々会議をしまして、貸したいという方が来庁された時にどのように受付をするのか、どういった受付票を使うのか、総会で委員さんにお渡しする資料には地図をつけて提供したほうがいいのではないかなど、色々な協議をしています。7月か8月の総会で皆様に正式にお伝え出来ると思いますので、引き続き関係機関が連携して、マッチング事業に取り組めるように、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。お二方、お忙しい中ありがとうございました。業務の都合がありますので、農地機構のお二人にはここで退出していただきます。ありがとうございました。

●事務局長（大西良明君）

それでは、本日お配りしております資料の確認をお願いします。まず、総会の次第がありますが、すみません、ご案内では農政に関する議題の2番の地域計画の変更についての資料のみ当日配布の予定でしたが、1番の農業振興地域整備計画の変更についての資料も本日配布となっております。それと最後に農業会議からの改善意見の依頼なんですけど、これが一昨日届きましたので、その他の議題として資料追加させていただいております。手元にお揃いでしょうか。それと、事前にお送りしています議案等書類もお出してください。推進委員の皆さま、総会出席は、最適化活動に該当しますので、本日出席した件、青色の記録セットにご記入ください。次に、携帯電話は、電源を切るかマナーモードをお願いします。議事進行につきましては、松永会長、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、改めまして、4月の定例総会よろしくお願い申し上げます。年度が替わりまして、職員の皆様も異動になりまして、新しい体制となっております。委員の皆様は変わりありませんが、引き続きよろしくお願いいたします。年度替わりで、先ほど申し上げました地域計画が策定されております。これに基づく色々な業務が出てこようと思いますのでよろしくお願いいたします。では早速議題に入りたいと思います。本日の出席委員さんは15名で、過半数の方が出席されていますので総会が成立しております。本日の議事録署名委員は、1番の大西委員さんと、2番の田中委員さんをお願いいたします。よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

農政に関する議題として、議題1 農業振興地域整備計画の変更について、議題2 地域計画の変更について、議題3 令和7年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見の回答について、議題4 令和7年度最適化活動の目標の設定等について、議題5 その他です、以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議題1 農業振興地域整備計画の変更について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課農政担当（西山善行君）

はい、皆さんおはようございます。農林水産課農振除外の係の西山と申します。本日、貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。令和7年4月1日締切りの4月分農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更につきまして説明させていただきます。本日お配りした資料は、A4横長の農業振興地域整備計画の変更について、右上に資料1 変更等理由書と記載しているものと、縦長の資料2 位置図です。資料1 の変更等理由書総括表ですけれども、申し出の一覧表の一番左側の番号が1 から31 までございますが、資料2 位置図で対応している番号を右上に記載しております。なお、ここでお詫び申し上げます。横長の変更等理由書総括表ですが、こちら4ページをお開きください。最後の4の30の部分の合計が計2筆、面積404㎡となっておりますが、事務局にもご通知はしていないのですが、誤植がございますのでお詫びし、ここで訂正させていただきたいと思います。訂正内容は、現在記載している4の30 飯山町西坂元●●●番の1筆の記載で計2筆、合計404㎡となっておりますが、正しくは、飯山町西坂元●●●番に加え一番下に記載している飯山町西坂元●●●番●の2つが、4の30として合計2筆1,009㎡となります。また、4の31が未記載となっており、こちらは各変更予定地の説明時に、ご案内させていただきたいと思います。それでは、変更等理由書の番号順に、まず、農用地区域からの除外についてご説明差し上げます。資料を読み上げる関係で座らせて頂きます。

【番号4-1～30の各案件説明】

先ほど記載が無いと申し上げました4の31について、口頭で申し上げます。飯山町川原●●番●663㎡、●●●さんが農地住宅の敷地拡張を行います。以上、除外31件、43,254.06㎡の申出でございます。変更区分、地域別の内訳は、5ページに記載させていただいております。以上、よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

今、たくさんの報告があったんですが、資料も今日提示され、しかも農振の除外は暫くしていなかったもので、量も増えております。ですから一気に見て頂くというのはなかなか難しいと思いますが、この中で自分の地域の関係でお目通し頂きまして、何かご質問とかありましたらと思います。地域計画等の関係で、長い間、農振除外の受付がされておりました。今回、一気にどんと来たもの、今日資料みて、すぐにどうのこうの言えないかもしれませんが、今日の報告事項を了解するか、しないかになりますので、自分の地域を十分お目通しを頂いて、何かご質問があればどんどん仰って下さい。今後、転用申請につながってまいりますので。それから、訂正したものについては、差替えはお願いできるんですね。

●農林水産課農政担当（西山善行君）

はい。

●会長（松永哲夫君）

質問があればどうぞ。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

4のとか4の25とか、現在、田ですけど。4の22のほうで、684㎡の内477㎡を分家住宅にする予定でとなっているんですけど、後の残りの田はどうするんですか。その下の4の25も同じで、522㎡の内471㎡を分家住宅にして、残りの100㎡以下の田んぼをどんなにしてするのか、そこらの部分を説明いただくときに言ってもらわないと分かりませんよね。

●農林水産課農政担当（西山善行君）

はい。4の22の綾歌町岡田上●●●番の●●●さんが行う分家住宅ですが、転用のほうも規程上、500㎡、約150坪が転用できる限度の面積と法では書かれていますので、それを意識した数字が477㎡でないかと思っています。分家住宅を建てた残地の200㎡余りの農地は、この元の所有者様の農地が背後に広がっています。なので、一体として、今後、利用することをお考えになっておるんじゃないかなと推察いたします。4の25、こちらにつきましても、元の所有者様の農地が背後に広がっ

ていますので、一体利用することをお考えになっておるんでないかなと思います。なお、4の26については、非農家自己住宅の限度の面積がありますので、その面積を超えないように分筆をして宅地に取り込んだと、残りの部分は現地を見ておりますけれども、畑作が行われています。桃の木などが植わっており、農地として今後も利用されていくものと推察しております。以上です。

●会長（松永哲夫君）

徳永委員さん。まあ、言われた通りやと思いますが、なかなか制限がありますので。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

すみません。また、農業委員会にも、なんでこんな分筆したんやという結果出てくると思います。これが一番、今の政策の欠点でないんかと思うんやけどね。もうちょっと踏み込んで、残りの田んぼを完全にこの田んぼと合筆しますとか、そういう裏書をとってほしいんやけどな。それでなければ、未だに私の近所で分筆したまま、何も使っていないというような水田があるんですよ。農業委員会としてもうちょっと、詰めた交渉できんのかな。

●会長（松永哲夫君）

西山さんのほうはあれかな、現地確認して、ここに建てられるというたら、まあ了解という立場になっとるわけやな、団地のことについてどうこう言うことはあるのかな。

●農林水産課農政担当（西山善行君）

残地の利用について、所有者様が行おうとしている、また転用で譲り受けようとするご子息の方かもしれないし、会社関係の人からかもしれないんですけど、そのあたりの転用できる面積が満たされていて、私は農振除外の係ですので、県のほうもそうですけど、農振除外の基準に合った転用の計画かどうかを一番に見ます。それが満たされている限りはいけないと言えない。経済的な状況で申し出ていることですから、他で宅地を求めるわけにもいかず、自分の先祖伝来の農地を活用しようという経済的な理由ですから、そこには役所としては踏み込めない立場と思っております。農地利用については周囲の状況とか兼業農家とか色々な状況があるなかで皆様がんばって下さってい

るんですけど、結果的にこのような使い勝手が悪い農地が発生する場合がありますが、こちらサイドといたしましては、優良農地の一部として今後も使って欲しいという希望がございます。規制をかけるという考えの部分については、私としては踏み込めない立場でございます。以上です。

●会長（松永哲夫君）

西山さんがおっしゃる通りで、今、転用する面積の上限がある程度制限されている中で、残地の問題が徳永委員さんが言われるように出てきますよね、今後、残地を合筆するなり、同一所有であれば将来そういう方法もありますけれども、他人であれば中々そういうわけにもいけないし、そこらの問題は残ってくると思うんです。また、転用申請の中での協議もありますけれども、その時に推進委員さんも現地確認されると思いますけれども、その辺りの利用を確認されてもよろしいかと思うんですが、そうしないと、今、農林水産課のほうで上限かけているのに、筒いっぱいまでいいですよ、という訳にも法的に問題がありますので、どうしても除外かける方は、本当はもうちょっと除外したいけれども、法の制限があるからと逆に止まっているケースがあるかも分かりません。そのあたりもご理解いただいて、報告事項としては、農林水産課としてはこういう制限一杯内で、了承している状況だと思いますが、あと何かございますか。

●農地利用最適化推進委員（山口好則君）

すみません。農業委員会のあれでないかもしれませんが、地域計画の見直しの件で、今、土地家屋調査士とか司法書士が、見直しに対する意見書を持ってきているんですが、その書類に、水利組合の意見書、土地改良の支部長の意見書、その次が土地改良の意見書。特に水利組合の関係の意見に関して、どういう点を中心に、地域計画の見直しに対して出したらいいのですかね。水利だから水系の話はありますけれども、地域計画の見直しと開発許可に関するものとも違うでしょ。これは私がこの4月で飯野土地改良の支部長になったのでそのあたりは分かっただけです。で、水利組合の意見ですね、これはどういう所まで求めるのかなと。

●会長（松永哲夫君）

農林水産課 造田担当長お願いします。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

地域計画の除外について、農振除外と同じように後で説明させていただくんですけど、単純にこの農地を転用して問題ないかという観点で、今の転用の申請でお判をいただくように、農振除外についてもそうですけれども、その基準で今まで通り地域の農業に支障がないかどうかというところで、考えていただけたらと思います。当然、排水の面といったことなどは当然のことと思います。以上です。

●会長（松永哲夫君）

山口委員どうぞ。

●農地利用最適化推進委員（山口好則君）

水利組合も任意団体ですけれども、なかなか地域計画見直しというのが難しいんです。なんのこたやという話なんですけどね。すみません。

●会長（松永哲夫君）

今後、農転の申請が出てくると思います。事前の審査としての農振除外とか地域計画変更がありますので、それについては、農転と同じような判断でやってくれということだと思います。自分の地域の色々な除外とか出ていると思いますが、

●農地利用最適化推進委員（大野忠志君）

4の20と4の21での地図の番号が逆になっていますけど、総括表の4の20が地図の21番で、4の21が地図の20番。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

今、仰っていただいた地図の番号ですが、今見られている地図は、地域計画に関する地図です。今説明している農振除外する場所とこの後に説明する地域計画から除外する場所は、基本的に同じ

ところがほとんどで、被っているところがほとんどです。

●会長（松永哲夫君）

造田担当長、いまのは次の議題の地域計画変更についての書類としてみたらいいのですか。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

そうです。農振除外のほうで西山のほうから説明させていただいた農地と同時に地域計画の変更の手続きもしないといけない。基本的には両方に入っていますが、農振除外のほうに入っていて、地域計画に入っていないところは、早い段階で地域計画から外しているところになります。ですので、農振の計画変更のほうには、基本的には今回の地域計画の変更には入っている農地と事前に外している農地がはいっています。なので、この後、説明させていただく地域計画の変更、地域計画から除外する農地について、農振の計画変更と被っているものが沢山出てくると思いますので、よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

いま、仰っているのは地域計画の変更と農振除外は同時並行出来るものはあるということ。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

同時並行しないと2か月後の農地転用の申請に間に合わないので、出してくているということです。

●会長（松永哲夫君）

そしたら今回の農振除外は、変更以前のものも入っていることかな。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

農振除外が必要なことが事前に分かっている農地は、事前に地域計画から外しています。

●会長（松永哲夫君）

お分かり頂けましたでしょうか、今回、ダブった変な形になっていますが、西山さんに説明いただいた農振除外の中には、計画策定前に地域計画から外していて、今回の除外申請に上がっているものと、並行して造田担当長さんお話になった、今回地域計画の変更にあがっているものと同時進行して農振除外もあげているものがあるということでしょうか。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

はい。ややこしくてすみませんが、制度上4月から、法律的にそのような扱いになったので、ちょっと分かりにくい面もありますが、よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

しばらく、来月ぐらいまであるのかな。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

いや、これからずっとあります。

●会長（松永哲夫君）

いや、並行はあるんやけど、地域計画に織り込み済みのところに残っているものが、また出てくる場合もあるんやな。農振除外で。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

基本的には農振除外とタイミングで地域計画の変更が出てくるようになります。農振除外のほうは、2か月に1回。農振除外でない農用地でないところについては、今まででしたら、農地転用の手続のときに、農林水産課とかの手続きをしなくてよかったものが、4月からは地域計画から除外をする手続きをしないといけないようになったので、農用地でないところも農地転用する前に、具体的には約2か月前に地域計画の除外変更の手続きをするようになるので、毎月、私が地域計画の除外変更の手続きということで、この場で説明させていただくようになります。

●会長（松永哲夫君）

ありがとうございました。今回に限っては、農振除外に上がっている農地でも、地域計画ではその計画段階で初めから除外しているものもあると。これからは逆に、農振除外が無くても地域計画の変更がありうるということになるわけですね。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

はい。地域計画は、農振除外が必要な農地もそうですし、農振除外を必要としない農地についても地域計画の除外変更の手続きが必要となりますので、地域計画変更について説明させていただくようになります。

●会長（松永哲夫君）

はい、ありがとうございました。次の関係に行きたいんですけど、農振除外については、よろしいですか。お近くのこの案件聞いてなかったとか、後々、並行して地域計画があったり、農転申請が上がるケースもあると思いますので。よろしいでしょうか。そしたら質問もないようですので、農業振興地域整備計画の変更については、異議のないものとして認めます。西山さんありがとうございました。後、差替えについてはよろしくお願いします。

●農林水産課農政担当（西山善行君）

はい。失礼します。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議題２ 地域計画の変更について、農林水産課に説明をお願いします。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

はい。農林水産課の造田と申します。よろしくお願いします。先ほどの農振除外の農地と被るところもありますのでややこしい面があると思いますが、まず、資料の確認ですけども、まず、地域

計画変更等理由書総括表という横書きのもの、左上に番号をかいてあるものですが、これが各案件の案内図、変更後の地域計画の案、この地域計画の案は基本的に面積が変わりましたというものになります。この3つです。皆さん資料はおそろいでしょうか。地域計画変更等理由書総括表を見て、それに案内図を見比べながら見て頂いたらと思います。まず、初めてのことで、再度、変更手続について説明させていただきますと、農振除外の手続きと同様に、農地転用の申請前に、地域計画のエリアから転用する農地を除外する手続きが必要になります。基本的には地域計画のエリアというのは、現況が農地のところは、丸亀市を10地域に分けて基本的には全部入っています。そこから外す手続きが必要になります。4月10日締切分の変更申出に関し、転用事業者の方から変更申出書が提出されましたので、ご報告とともに、今後の転用申請に問題がないであろうということであれば、この地域計画変更手続きを進めさせて頂きたいと思います。今から説明させていただく農地は、すべて地元の水利組合、土地改良区の押印された意見書が提出されておりまして、除外の同意は頂いております。あと、香川県農協さんにも同意を頂いている農地です。それでは、地域計画に係わる資料の地域計画変更等理由書総括表と案内図を見比べながら説明させていただきます。

【番号1～28の各案件説明】

こちらのほうで、地区ごとに集計しております。総括表の1ページに戻って頂いて、城南で360㎡、川西で7,707㎡、郡家11,421㎡、飯野16,462㎡、垂水2,643㎡、綾歌684㎡、飯山3,195㎡、西坂元2,624㎡、合計45,096㎡となっています。こちらの面積が地域計画の変更、地域計画のエリアから除外する面積となりまして、そこで、変更後の地域計画の案を見て頂いて、城南地区ですと表の真ん中どころの区域内の農用地等面積、農業上の利用が行われる農用地等の区域の部分に記載の面積が、0.1ha単位の記載ですが端数の処理等もありますので、総括表の除外面積ときれいに合わない所もありますが、城南地区ですと、94.5haから94.4ha、その内の田の面積が92.8haから92.7haに変わったという内容です。地域計画の変更となる部分で言えば、基本的にこの数字が変わるような形になります。他の地区についても同様です。端数の関係で、例えば、綾歌地区が684㎡の除外となっているんですが、0.1未満でさらに端数の関係で、結果的に変更はありませんが、中で地番毎のデータとしては、こちらで持っておりますので、結果的には変更がなかったけれども数字としては把握していますので、同じような形で地域計画の変更をさせて頂きたいと考えております。それで、今後のスケジュールですが、こちらで、地域計画の変更について、了承を頂い

たら、後は、香川県農地機構にもご意見を頂きまして、反対意見等なければ、意見が揃ったところで地域計画変更案の公告縦覧を2週間行います。2週間の間に、意見がなければ5月20日までに、地域計画の変更の公告を行いまして地域計画の変更は完了となります。何が変わったかと言えば、ここの面積が変わっただけと、後は皆さん疑問に思うところが、これで何が変わるんというところがあると思いますけれども、転用の前には、この地域計画変更の手続きをしないといけないと法律的にも4月からなっておるところでありますので、ある程度は割り切って、粛々とやっていくのが現状でございますが、ご協力のほうをお願いします。ですので、この地域計画の変更が、順調にいけば5月中に出来るので、早ければ農地転用の手続に関し、6月5日までの申請があった場合、6月20日の農業委員会定例総会で、今回の地域計画の変更に関する農地について議題として上がってくると思います。説明としては以上になります。

●会長（松永哲夫君）

ありがとうございました。このことにつきましても、先ほどと同様に沢山出てきています。これは新たな報告になりますので、ご意見等ございましたら仰ってください。この地域計画変更の報告が了承されますと、転用とか次の段階に進んでまいりますので、今の段階でご意見ありましたらどうぞ仰ってください。造田さんこれ確認なんですけど、局長とも話していたんですけど、ここに出てきたということは、転用可能なということですよね。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

可能と言いますか、地域計画の変更上は、ここでOKということだったら先に進んでいくという形です。また、農地転用の審査は、農業委員会で農地法等に適合するかの審査のため、ここで認められたから全部大丈夫ということではないので、それは別途、今までよりも一つ、ワンクッション余分に、転用業者からすれば手間がかかっているというような言い方にはなります。これで転用が出来るという、そういうことではないです。転用の方では、転用の審査があります。

●会長（松永哲夫君）

転用の時は、1種農地、2種農地出てきますけど、1種で転用できないようなものは、初めからこ

れは、計画の変更は認めてないということですね。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

事前に農業委員会事務局の担当者の方から転用許可の見込みがあるという形で伺った上で、出してきていただいております。只、細かいところでダメになるようなことは、無いことは無いと思います。それは、別の審査があるということでございます。

●会長（松永哲夫君）

なお、この後、今日も農転申請の協議がございますけど、事前の地域計画の変更について、何かご意見ございませんか、初めての報告になると思いますので、これからまた、毎回出てくると思います。数が多いので、各委員さんの自分の地区のところでご意見ございませんか。資料が今日、急に出てきたので、なかなか分からないところがあるかも知れませんが。今の地域計画の変更についてのことに何か質問ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

意見もないようですので、地域計画の変更につきましては、異議のないものといたします。ありがとうございました。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

ありがとうございました。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議題3 令和7年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見の回答については、昨年6月に委員の皆様にご意見や要望を提出いただき、新年度の予算や政策に反映いただけるよう、昨年10月18日に市長、市議会議長へ提出いたしました。本日はその意見書への回答について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課農政副課長（小林昌弘君）

農林水産課の小林と申します。よろしくお願いいたします。農振除外、また地域計画変更についてご審議ありがとうございました。頂いておりました農業委員会からのご意見に対する回答をいたします。着座にて回答させていただきます。頂いているご意見として、1 担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化についての(1)地域計画策定後の各種事務手続きについて、関係機関等と調整しスムーズに実施できるように調整されたい、という趣旨のご意見に対する回答としましては、地域計画変更の際の事務手続きにおいては、県や農業委員会、土地改良区等の関係機関と情報共有を図り、行政書士や土地家屋調査士に個別の周知に加え、ホームページに掲載し、手続きの周知に努めております。また、農地利用集積等促進計画に基づく貸借においては、農地機構、市、農業委員会事務局と連携し、期間満了のお知らせと共に貸借契約の手続きの案内をしております。今後も関係機関が、データ共有を図り、手続きがスムーズにできるよう調整してまいります。続きまして、(2)の地域計画策定時における当初の目標地図では、空白の農地が多数あると思われ、地域計画の進行管理については関係機関が協力する体制の構築に支援いただきたいというご意見に対する回答といたしましては、令和7年3月31日に地域計画を策定し、公表しているところであります。地域計画につきましては、策定がゴールではありません。先ほど地域計画の変更等の説明をいたしました通り、随時修正が入ってきます。今後、地域計画の協議の場を設けるなかで協議の場が有意義になるよう、関係機関との協力体制を図ってまいります。続きまして2 遊休農地等の発生防止・解消について(1)の新たに多様な農業人材育成経営計画認定制度が設けられ、新たな営農用機械、施設の導入支援を受けられるようになったが、故障や劣化による修理費用に対しても、その一部について市単独で補助をお願いしたい、というご意見に対しましては、現在、修理費用については、補助することは考えておりませんが、担い手以外の多様な農業人材に対しても、県と連携し支援して参りたいと考えています。(2)の耕作条件の悪い遊休農地を借り受けた場合について、耕作放棄地解消事業費補助金要綱を改正し、耕作者が維持管理等にかかる持続的費用の一部補助について盛り込まれたい、というご意見に対してましては、この補助金は、農地の確保と有効利用を図ることを目的としているため、維持管理等にかかる持続的費用の補助については、現状考えておりません。続きまして、3 農業への新規参入等の促進についてですが、新規就農の方に対し、県、関係団体等様々な経営課題を解決するサポート体制を構築されたいというご意見に対しましては、新

規就農者に対しては、県の中讃農業改良普及センター、農協の各部会と連携し、個々の農家の方に営農指導や簿記記帳の支援等のサポートを行っております。今後とも、様々な経営課題、各農家の色々な問題等に関する相談等もあろうかと思っておりますので、関係機関の間で共有しながらサポートしていきたいと思っております。続いて 4 その他の(1)高齢化等による農業従事者の減少により、井出ざらい等の作業が大変であるということで、地域共有の財産である農業用施設等の保全管理を協働で行う組織づくりを積極的に推進されたい、というご意見に対しましては、水路・農道等の保全管理につきましては、地域として、水利組合さんを初め、土地改良区さんを中心に進めていただいているところでございます。地域環境をその地域住民で守るために、国のほうの多面的機能支払制度がございまして、未活用地域というところもございしますが、その制度を利用させていただいて、制度活用のエリアが拡大するような組織づくりを積極的に支援してまいりたいと思っております。

(2)レクリエーションや生きがい、健康づくりとしての農業、また体験学習の場として耕作放棄地の多様な農地利用の一つとして、市民農園、体験農園等の活用可能性について調査研究されたい、というご意見に対しましては、耕作放棄地の多様な農地利用の一つとして、市民農園や体験農園等につきましましては有効なものと思っております。今後、導入等による耕作放棄地の活用可能性について、調査研究してまいりたいと考えております。最後になりますが、(3)水田活用直接支払交付金制度における水田要件が厳格化されたことに伴い、麦等の支援交付金の制度化について検討するよう国・県に要請されたい、というご意見に対しましては、国の水田政策については、田畑の5年水張りの動きにつきましては、不要という情報を国のほうから聞いております。しかしながら、現状、国から新たな施策の詳細は発表されておられません。今後、国からの情報がまいりましたら、詳細が分かり次第、各農業者の皆様方にご周知させていただくとともに、農家の所得が減らないように、農業政策予算の増額についても、国に対してあらゆる機会を捉えて強く要請してまいりたいと思っております。以上がいただいておりますご意見に対する回答でございます。

●会長（松永哲夫君）

今、説明がありましてことについて、何かご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

昨年、市長、議長に要望いたしました事についての回答でございます。修理に対する補助というのは考えてないということですね。それと水田活用交付金については、ご承知のように、最近、要件が緩和されまして、水張りしなくていいという方向になっております。そのあたりは、国の施策として改善されたものと思っております。何かほかに、ご質問ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

そしたらご意見もないようですので、令和7年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見の回答については、異議のないものとしまして、今後とも農地等利用の最適化の推進にご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。小林副課長様ありがとうございました。造田担当長ありがとうございました。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

すみません。配布資料にある意見書の提出依頼については、次の総会に出すわけ。

●事務局長（大西良明君）

それは、議題のその他で取り扱いますので、少々お待ちください。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議題4 令和7年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いします。

●事務局長（大西良明君）

それでは、事前に送付しております資料の令和7年度最適化活動の目標の設定等という資料をご用意ください。農業委員会法第37条の規定により、農業委員会は年度ごとに最適化活動の目標を設定し、また活動した実績を点検評価し、その実施状況をホームページ等で公表しなければならないとされております。令和7年度の目標設定については4月末までに作成し、公表しなければならないとなっておりますので、只今から説明させていただきますので、ご審議をお願いします。なお6年度の実績の点検評価につきましては、5月の定例総会の議案とさせていただきます。

す。それでは資料の1ページ目、ローマ数字のⅠ農業委員会の状況についてです。1 農業委員会の現在の体制、2 農家、農地等の概要につきましては、ご覧のとおりです。センサスの数字が中心となっております。1 枚めくっていただいて、ローマ数字Ⅱ最適化活動の目標ということで、1 最適化活動の成果目標の(1)農地の集積 ①現状及び課題についてですが、現状として令和6年度末でこれまでの集積面積が819.9haで集積率が31.9%でした。ちなみに令和5年度末の集積面積が821haでしたので、ごくわずかに減少しました。②目標ですが香川県の集積目標としまして、令和12年度までに集積率67%を達成するとなっております。7年度で新規集積面積は例年通100haとちょっと大きい目標を定めておりますが、目標を達成すれば集積率が35.8%になるということです。県の目標があるので、市としても高い目標を掲げざるを得ないところがあります。(2)遊休農地の解消について、①現状及び課題ですが、令和6年度パトロール調査を実施した結果、1号遊休農地約20haでした。内訳として緑区分11.1ha、黄区分8.9haとなりました、令和5年度末の実績が10.5haでしたので、数値の上ではほぼ倍増したことになりますが、令和6年度からタブレット端末を本格的に導入しまして、ほぼ全域をくまなく調査していただきました結果で、遊休農地の実態をより正確に表した数値に近づいているのかなと思います。②目標ですが、ア a 緑区分の遊休農地の解消ということで、緑区分の遊休農地の解消目標面積は、既定の数値がありまして、令和3年度時点の遊休農地面積が15haでしたので、その5分の1を目標面積として書くようになっておりますので、3haとしています。b 黄区分の遊休農地の解消につきましては、令和3年度は6haありましたが、荒廃が進んだ農地の再生につきましては、具体的な目標を定めておりません。イ新規発生遊休農地の解消につきましては、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地は、8.7haでしたので、今年度中に解消する、荒廃が進まないうちに解消していこうということになります。この数値については、①現状及び課題のところの表にあります、うち緑区分の遊休農地面積11.1haのうち令和6年度に新規発生した遊休農地が8.7haであったということです。次のページの(3)新規参入の促進についてはご覧のとおりです。つづいて、2 最適化活動の活動目標についてですが、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数、これも先日よりお知らせしております通り、7年度は一人当たり月8日以上となります。(2)活動強化月間についてですが、7月8月の利用状況調査、通称農地パトロール調査の強化月間として、11月を利用意向調査の強化月間としたいと思います。(3)新規参入相談会の参加目標ですが、これまで参加実績がありません、こういった類の相談会自体開催が乏しいのではないかと思います、機会があればということで1回参加予定で計画しています。以上、令和7年度の活動目標について、こういった形で公表したいと考えております。ご審議よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明は終わりました。この件について、御質問等がありましたらお願いします。

●会長（松永哲夫君）

活動を月に8日とありますが、今何日ですか。

●事務局長（大西良明君）

令和6年度を集計したところ、1人当たり平均4日あまりといったところでしょうか。他の市町と比べたら優秀ではないのかなと思います。

●会長（松永哲夫君）

多くの報酬をもらっているわけではないんですけど、8日というのは、皆さん、どんなんかな。目標ですからあくまで。また、局長が去年も仰ってましたように、ちょっとした活動でも記載してもらいましたらと思います。皆さんお忙しい中で大変だと思いますけど、今まで6日でも書ききれなかったのが、8日というのは尚更と思ったりもするんですけど、皆さんご意見ございませんか。十分やれますか。

●会長（松永哲夫君）

それでは、ご意見もないようですので、異議のないものといたします。よろしいですね、それでは8日を目標といたします。その他の議題は、ございますでしょうか。

●事務局長（大西良明君）

はい。その他といたしまして、次第のとおりですけど、令和8年度農地等の利用の最適化推進に関する改善意見について、県、市に提出する意見につきまして、山田次長より説明させていただきます。

●事務局次長（山田健司君）

本日の資料としてお配りさせていただいております、令和8年度農地等の利用の最適化推進に関する改善意見についてですが、昨年度同様にご意見等をご記入いただき、提出を本庁事務局か綾歌、飯山市民総合センターへ5月30日金曜日までにご提出いただくか、5月20日の定例総会の時に提出いただいても大丈夫かと思えます。依頼文書にも記載しておりますが、頂いたご意見等は、事務局で集約・整理し、6月定例総会でご審議いただき、承認いただけましたら香川県農業会議に提出する予定としています。市に対する意見提出につきましては、9月か10月の総会で審議、決定し、市長等へ提出する予定です。なお、いただいたご意見すべてを提出意見に取り上げることはできませんのでご了承ください。また、これまでもそうなのですが、提出した意見がすべて改善に結びつくというわけにはいきませんが、関係行政機関の来年度の予算に反映するように提案してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。それと、もう1点、昨年度に提出した意見に対する回答がありましたので、その写しを本日、お手元の資料としてお配りしておりますので、また、目を通していただければと存じます。以上、よろしくお願い致します。

●会長（松永哲夫君）

今、説明がございましたように、令和8年度に向けての改善意見を委員の皆様にご提出いただきまして、県の農業会議に提出するものは提出し、また、秋に市に提出するものは振り分けて提出しますので、ご意見等をお書きいただけたらと思います。次の定例会総会でもいいですし、間に合わなかったら、5月末までに事務局に提出をよろしくお願い致します。このことについて、何かご意見ございますか。

●会長（松永哲夫君）

それでは、無いようですので、それでよろしくお願い致します。続いて、報告・連絡事項に移ります。報告1 定例農家相談の開催結果について、事務局から報告いたします。

●事務局長（大西良明君）

はい、前回の農家相談開催結果を報告いたします。次第の裏面をご覧ください。飯山市民総合センター開催分は、令和7年3月27日 尾崎委員で、市役所本庁開催分は、令和7年4月7日 平山委員で、綾歌市民総合センター開催分は、令和7年4月10日 牛田委員で、午前9時から11時

の受付で行い、飯山市民総合センター受付時に 1 件、綾歌市民総合センター受付時に 2 件相談がありました。飯山センターの相談の内容は、相続により取得した綾歌町岡田西新田の 3 筆、岡田東大坪の 1 筆の農地については、自分で耕作できないので、貸借や売買を考えているが、今後どうしたらよいかとの相談がありました。ちょうど同日、飯山市民センターで農地機構の集積専門員が来て貸借相談会が行われていたので、集積専門員も交えて相談に応じました。まず岡田西の 3 筆については、以前は担い手に耕作してもらっていたこともあったようですが、今すぐ別の担い手を紹介するということは難しいと。現在周辺に太陽光発電設備用地が拡大しており、土地の有効利用の一つとして、事業を展開している業者に相談してみてもいいかと案内しました。活用の見込みがないということであれば、農地としての借り手がいないか探してみるのも改めてご相談くださいと答えしました。一方、岡田東の方の農地は、44 m²と極めて狭小で、家庭菜園的な利用の仕方か、または農地以外の活用ができないかご検討されてみてはと回答しました。綾歌センターの一つ目の相談内容は、夫の死亡により、農業法人の理事変更の法人登記手続きをするにあたって、普及センターなどにも照会しながら、現在手続きを進めているが、法務局のホームページから資料のダウンロードの仕方がわかりづらいとのことでした。法務局では、登記に関する相談窓口を設けているので、その場で電話予約をしていただき、後日法務局に赴いて手続きの詳細について説明を受けることになりました。綾歌センターの二つ目の相談内容は、相談者の近隣にある管理不全農地について、景観も悪いので何度か所有者に直接管理するよう言っているが、良い返事を頂けないとのことでした。先日の農業委員会の出前講座で、委員会も農地の管理指導を行っている聞いたので、その詳細についてお聞きしたいとのことでした。対象農地についてお伺いすると、今年の 1 月初め、別の方かもしれませんが苦情の申立があり、綾歌センターの併任職員が所有者と面談し、直接適正管理を依頼した記録が残っておりました。相談者と所有者は地域で関わりがあるので、相談者は所有者に引き続き管理をお願いしていきますが、今後も改善しないようであれば、改めて委員会に相談させていただきますとのことでした。以上です。次に、次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は 4 月 28 日月曜日 竹田委員、市役所本庁開催分は 5 月 7 日水曜日 和泉委員、綾歌市民総合センター開催分は 5 月 12 日月曜日 小松委員の担当で、それぞれ午前 9 時から 11 時までの受付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、御出席ください。

●会長（松永哲夫君）

ただ今の報告について、ご質問等はございますか。

●会長（松永哲夫君）

その他の報告事項はありますか。

●事務局長（大西良明君）

ございません。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告は終わりました。続いて土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

はい。土地に関する議題、議案第 21 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 23 号 非農地証明願について、議案第 24 号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請について、報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、でございますが、ここで事務局からのお知らせです。議案書を見ていただいて、1 ページの農地法第 3 条の議案なんですが、左端の欄に申請番号を 1、2、3、4 と打っていますが、次に 5 ページをお開きいただくと、議題第 22 号 農地法第 5 条の議案になるんですけど、こちらの左端の欄を見ますと、申請番号が 22-1 とかになっており、また、10 ページの非農地証明の議案では、左端の欄には申請番号だけになっており、こういった議案書内で統一が出来てない表記を、今後改めさせていただきます。それと、議案の位置図である地図なんですけど、3-1 とか 4-1 とか 5-1 とかになっておりますが、農振除外申請の中で、地図を開けますと 4-1、4-2 とかになっていたと思うんですが、これは 4 月の 1、4 月の 2 という表現だそうです。それで今回の土地に関する議案

の地図の3-1、4-1、5-1というのは、農地法第3条の申請1、4条の申請1、5条の申請1という表現です。今回4条がなかったのでダブリはないのですが、資料と位置図が一致してないとかという表現は、分かりづらいので、今後、改めさせていただきます。議案、報告の議題は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

今説明がありましたが、ちっと見づらいことがあるかもしれませんが、次回から改めるということです。それでは、議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

失礼いたします。議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒に御審議よろしくお願いします。議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。案件は8件です。

1番 中津町・・・合計面積2,003.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

2番 中津町・・・合計面積2,805.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

3番 川西町北・・・合計面積1,128.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

4番 川西町北・・・合計面積1,262.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。2ページをお開きください。

5番 三条町・・・合計面積1,850.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要

望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

6 番 広島町江の浦・・・合計面積 72.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜、えごまを作付けする計画が提出されています。3 ページをお開きください。

7 番 綾歌町栗熊西・・・合計面積 30,428.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、貸人が所有する当該農地を、同人が代表社員を務める合同会社へ事業継承を図るため賃借権の設定を行うものです。申請地で水稻、野菜、果樹を作付けする計画が提出されています。4 ページをお開きください。

8 番 飯山町東坂元・・・合計面積 1,988.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上 8 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について 同項第 4 号の農作業常時従事要件、及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準 並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対してご質問、ご意見はありませんか。

●農業委員（大西貴久君）

1 番と 2 番の案件ですが、受人が●●市の方なんです、経営面積を見ると 5 反ぐらいされてい

るみたいですが、これは丸亀で既にされていて追加で増やすというイメージですか。あと、●●市から通勤といいますか、毎日来るのかなとか、そのあたりを教えていただければと思います。

●事務局（佐々木武志君）

5 反の部分ですが、受人の住所は●●市ですが、農地は▲▲市にもたれています。●月●●日に受人を呼びして、その計画性をお伺いしたところ、適宜、通って耕作するとお伺いしました。なお、耕作物は、ミカンを栽培する予定となっています。

●農業委員（大西貴久君）

この土地が1年ぐらい経って、5条申請で出てくることはなさそうですか。

●事務局（佐々木武志君）

ミカンの木が収穫できるまでには、最低でも3年くらいはかかるという計画で申請を出してられています。

●農業委員（大西貴久君）

はい。わかりました。

●会長（松永哲夫君）

他に何かございませんでしょうか。

●農業委員（尾野弘季君）

7 番の案件ですが、合同会社に貸すということだけど、これは貸される人が社員さんでいらっしゃるということでよろしいでしょうか。

●事務局次長（山田健司君）

はい。貸される方のうち2名の●●さんと●●さんが代表社員を務めています。

●農業委員（尾野弘季君）

では、会社を作って農業をするということでしょうか。

●事務局次長（山田健司君）

会社で事業を継承して引き続き農業を行っていくというかたちです。

●農業委員（尾崎義美君）

8 番の案件ですけど、いま、法人の●●というところが借りているところと思うんですが、●●県から来てされるんですかね。

●事務局（佐々木武志君）

申請者の方ですが、住所は●●県となっていますが、飯山のほうに居所をもって、随時、帰ってきて、耕作されると聞いています。

●農業委員（尾崎義美君）

太陽光をされている●●さんですか。

●事務局（佐々木武志君）

●●さんの親族の方です。

●会長（松永哲夫君）

よろしいですか。それはで他に何かございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので採決いたします。議案第 21 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 8 番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

議案第 21 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 8 件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

●会長（松永哲夫君）

次に、議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

5 ページをお開きください。議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 7 件です。

1 番 津森町・・・合計面積 214.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲 1 区画の整備を図るものです。申請地は、第 1 種低層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

2 番 柞原町・・・合計面積 237.44 m²（内併せ利用地 26.44 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 2 階建 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。6 ページをお開きください。7 ページにまたがりますが、

3 番 柞原町・・・合計面積 6,028.57 m²（内併せ利用地 428.25 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸店舗 2 階建 1 棟及び工場平屋建 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。8 ページをお開きください。

4 番 川西町北・・・合計面積 886.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、住宅 2 階建 1 棟及び作業場平屋建 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 5 年 4 月に農振除外申請がされてい

ます。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5 番 郡家町・・・合計面積 1,654.91 m²（内併せ利用地 1,216.91 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い駐車場の整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6 番 土器町西一丁目・・・合計面積 561.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸資材置場の整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。9 ページをお開きください。

7 番 綾歌町栗熊東・・・合計面積 533.29 m²（内併せ利用地 518.29 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、自己住居を建築した際に進入路として拡幅しましたが、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、使用貸借権の権利設定を行い、引き続き、進入路として利用するものです。なお、当人からは、今後、農地法等を遵守する始末書の提出があります。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 7 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございますか。

●会長（松永哲夫君）

ご意見も無いようですので、採決いたします。議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてについて、整理番号 1 番から 7 番の各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 7 件につきましては、原案どおり許可相当として委員会意見書添付のうえ県へ進達することにいたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 23 号 非農地証明願についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは 10 ページをお開きください。議案第 23 号 非農地証明願についてでございます。案件は 3 件です。

1 番 柞原町・・・合計面積 99.00 m²【議案読み上げ】

申請地は、農地法施行日以前から、周囲の土地と一体的に宅地として使用されてきており、今後も同様の使用が見込まれます。2 番、3 番は合わせて説明いたします。

2 番 飯山町東小川・・・合計面積 77.00 m²【議案読み上げ】

3 番 飯山町東小川・・・合計面積 9.62 m²【議案読み上げ】

申請地は、大窪池土地改良区が令和 6 年度単独県費補助事業として、大窪池西余水吐きの排水路工事を施工するにあたり、同改良区へ用地の寄付を行い、現況は水路となっております。

以上 3 件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。御審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第 23 号 非農地証明願について、整理番号 1 番から 3 番の各案件について原案どおり処理していくことといたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 24 号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題に供します。
事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

11 ページをお開きください。議案第 24 号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてでございます。案件は 1 件です。

1 番 綾歌町岡田下・・・合計面積 280.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地で非農家の自己住宅を建築する計画で、昭和 59 年 12 月 21 日に農地法 5 条の転用許可を受けておりましたが、計画が実施されず、このたび承継者が権利を承継し、駐車場として利用するため、変更申請が提出されました。

以上ご審議よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご異議ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第 24 号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請について、整理番号 1 番の案件については、許可相当として委員会意見書添付のうえ県へ進達することいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項に入ります。報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について、一括して事務局から報告いたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは12ページをお開きください。報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は1件です。

1番 飯山町西坂元・・・合計面積 5,850.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和7年1月30日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望がございましたので、地域の農業委員さんに連絡しております。

続いて、13ページをお開きください。報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知確認についてでございます。報告は3件です。

1番 川西町北・・・合計面積 777.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、売却のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2番 川西町北・・・合計面積 485.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、売却のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。14ページをお開きください。

3番 飯山町西坂元・・・合計面積 1,774.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、自作希望のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、それでは報告事項はこれで終わります。以上で、4月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。

（午前 12 時 00 分終了）